

## 名古屋市緩和ケア認定看護師等資格取得支援事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 名古屋市緩和ケア認定看護師等資格取得支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、名古屋市補助金等交付規則(平成17年名古屋市規則第187号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、がん患者等に対する緩和ケアの診療体制の充実と医療の質の向上のため、緩和ケアに携わる看護師又は薬剤師の養成に係る資格取得経費を負担する医療機関等に対し経費の一部を助成することにより、本市の緩和ケアの充実を図ることを目的とする。

### (補助事業者の範囲)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる施設を運営する者とする。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に定める病院
- (2) 医療法第1条の5第2項に定める診療所
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第4項に規定する訪問看護又は同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を実施する訪問看護ステーション(ただし、同法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院及び診療所を除く。)

### (対象資格)

第4条 補助金の対象となる資格は、次に掲げる資格とする。

- (1) 公益社団法人日本看護協会が規定する認定看護師資格のうち、緩和ケアを対象分野とするもの(以下「緩和ケア認定看護師」という。)
  - (2) 一般財団法人日本緩和医療薬学会が規定する緩和薬物療法認定薬剤師(以下「緩和薬物療法認定薬剤師」という。)
- 2 前項に規定する補助対象資格のうち、他の補助金等の支給を受けているものについては、補助の対象としない。

### (対象費目、対象経費及び補助基準額)

第5条 補助金の対象費目、対象経費及び補助基準額は、別表1に定めるとおりとする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は別表1に掲げる補助基準額と対象費目に係る実支出額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)とする。

(交付申請)

第7条 補助金規則第4条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、緩和ケア認定看護師等資格取得支援事業補助金交付申請書（第1号様式）（以下「交付申請書」という。）とする。

- 2 交付申請書は別表2に定める申請期限までに市長に提出しなければならない。
- 3 補助金規則第4条第2項第5号の規定により市長が定める事項を記載した交付申請書への添付書類は、次に掲げる書類とする。
  - (1) 事業計画書（別紙1）
  - (2) 所要額調書（別紙2）
  - (3) 事業に係る収支予算書（別紙3）
  - (4) 雇用契約書等（雇入通知書）
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 4 補助金規則第4条第3項の規定により市長が交付申請書への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第4条第2項第1号から第4号までに定める書類とする。

(交付申請の受付)

第8条 市長は、予算の範囲内において、交付申請書を先着順に受け付けるものとする。

- 2 市長は、受け付けた交付申請書に係る補助金交付申請額の総額が予算の範囲を超えた場合、原則として当該日をもって受付を終了するものとする。

(交付の決定及び不交付の決定)

第9条 市長は、交付申請書を受け付けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付について決定するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付する決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、緩和ケア認定看護師等資格取得支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、また、補助金を交付しない決定をしたときは、緩和ケア認定看護師等資格取得支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式。以下「不交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付することができる。

(抽選)

第10条 市長は、第8条第2項の規定により交付申請書の受付を終了した場合、当該日に受け付けた交付申請書について抽選を行い、補助金の交付について決定する申請者（以下「当選者」という。）を決定するものとする。

- 2 当選者が提出した交付申請書の取り扱いは、前条の規定を準用する。
- 3 市長は、抽選により当選者とならなかった申請者（以下「落選者」という。）には不交付決定通知書により通知する。

(事業の実施)

第 1 1 条 補助事業者は、交付決定通知書に記載された交付決定日以降に、別表第 1 に定める授業料等、宿泊費、代替職員人件費又は審査料等を支出する事業（以下「補助事業」という。）を実施しなければならない。

(事業計画の変更及び中止等)

第 1 2 条 補助金規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の規定により市長の承認を受けようとする者は、緩和ケア認定看護師等資格取得支援事業変更（中止）申請書（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。なお、変更の場合は、第 7 条第 3 項各号に掲げる書類を添付するものとする。

2 前項の規定による事業の変更の申請があったときは、市長は補助金の交付決定の変更を行い、その旨を緩和ケア認定看護師等資格取得支援事業補助金交付決定額変更通知書（第 5 号様式）により通知する。

3 第 1 項の規定による事業の中止の申請があったときは、市長は補助金の交付決定の取消しを行い、その旨を緩和ケア認定看護師等資格取得支援事業補助金交付決定取消通知書（第 6 号様式）により通知する。

4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第 1 3 条 補助金規則第 8 条第 1 項の規定による申請の取下げは、交付決定を受けた者がその旨を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

2 補助金規則第 8 条第 1 項に規定される期日は、交付決定を受けた者が第 8 条の規定による通知を受けた日から 14 日を経過した日とする。

(実績報告)

第 1 4 条 補助金規則第 14 条の規定により市長への報告に用いる書類は、緩和ケア認定看護師等資格取得支援事業補助金実績報告書（第 7 号様式）とし、各交付決定に係る補助事業が完了した日から起算して 20 日以内又は当該年度 3 月 31 日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 補助金規則第 14 条の規定により市長が定める書類は、別表 3 に掲げる書類とする。

(補助金の額の確定及び通知)

第 1 5 条 市長は前条の規定により実績報告を受けたときは、補助金規則第 15 条の規定により、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、補助金の額の確定に係る通知は、緩和ケア認定看護師等資格取得支援事業補助金額確定通知書（第 8 号様式）により行うものとする。

(補助金の請求)

第16条 交付決定を受けた者による補助金の請求は、緩和ケア認定看護師等資格取得支援事業補助金交付請求書（第9号様式）により行うものとする。

(教育課程修了の報告)

第17条 補助事業者は、緩和ケア認定看護師に係る教育課程を受講等する補助事業者に属する職員（以下「受講職員」という。）が教育課程を修了したのち、速やかに教育課程を修了したことを証明する書類の写しを市長へ提出しなければならない。

(資格取得の報告)

第18条 補助事業者は、第4条各号に掲げる資格取得の結果について、緩和ケア認定看護師等資格取得支援事業審査結果報告書（第10号様式）により速やかに市長へ報告しなければならない。なお、資格取得の可否は補助金の交付条件に該当しないものとし、何らかの理由により資格取得が不能となった場合でも、次条第2号及び第3号に規定する補助金の返還要件には該当しないものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、受講職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助事業者は、既に交付を受けているときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する年度の翌年度の終了時までには補助金を返還しなければならない。ただし、第1号から第3号のいずれかに該当する場合で、受講職員が死亡や業務に起因する心身の故障のために業務を継続することができなくなったとき又はこれに準ずると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 教育課程を修了できなかったとき。
- (2) 教育課程を修了した日以降、直ちに受講職員の所属する補助事業者で看護師の業務に従事しなかったとき。
- (3) 教育課程を修了した日以降、受講職員の所属する補助事業者で看護師の業務に従事した期間が2年に満たなかったとき。
- (4) 交付決定通知書に付した条件に違反したとき。
- (5) 虚偽又は不正な手続きにより補助金の交付を受けたとき。
- (6) 補助金を補助事業以外の経費に使用したとき。

2 市長は、緩和薬物療法認定薬剤師に係る審査等を受ける補助事業者に属する職員が前項第4号から第6号のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助事業者は、既に交付を受けているときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する年度の翌年度の終了時までには補助金を返還しなければならない。

(書類の整備)

第20条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該対象事業に係る書類を事業完了後の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

対象資格	対象費目	対象経費	補助基準額
緩和ケア認定 看護師	授業料等	当該資格取得に係る受講のために補助事業者が負担した経費のうち次に掲げるもの 入学金、授業料、審査料、認定料（更新を除く）	受講職員 一人当たり 1,150,000円
	宿泊費	当該資格取得に係る受講を目的とした宿泊に要する経費として補助事業者が負担したもの	受講職員 一人当たり 350,000円
	代替職員 人件費	当該資格取得に係る受講のために不在となった看護師の代替職員に要した人件費のうち次に掲げる経費 給料、賃金、報酬、諸手当、社会保険料	受講職員 一人当たり 1,000,000円
緩和薬物療法 認定薬剤師	審査料等	当該資格取得に係る審査等のために補助事業者が負担した経費のうち次に掲げるもの 審査料（更新を除く）、試験料	審査等を受ける職員 一人当たり 30,000円

別表 2

対象資格	対象経費	申請期限
緩和ケア認定 看護師	入学金	入学日の14日前 ただし、4月入校の場合は4月末日
	授業料	授業開始日の14日前 ただし、4月授業開始の場合は4月末日
	宿泊費	看護師が当該資格取得に係る受講を目的とした宿泊を開始する日の14日前 ただし、4月に宿泊する場合は4月末日
	代替職員人件費	看護師が当該資格取得に係る受講のために不在となる日の14日前 ただし、4月に不在となる場合は4月末日
	審査料・認定料	審査日の14日前
緩和薬物療法 認定薬剤師	審査料・試験料	認定試験申請日の14日前
なお、令和4年4月末日を申請期限とする申請については、令和4年6月末日を申請期限とする。		

別表 3

対象費目	添付書類
共通	(1) 精算額調書 (別紙 2) (2) 事業に係る収支決算書 (別紙 3)
授業料等	(1) 補助事業者が授業料等を負担したことを証する書類 (ただし、補助事業者が教育課程実施機関等へ直接納付していない場合は、教育課程実施機関等へ納付したことを証する書類を併せて添付すること。) (2) その他市長が必要と認める書類
宿泊費	(1) 補助事業者が宿泊費を負担したことを証する書類 (ただし、補助事業者が宿泊施設等へ直接納付していない場合は、宿泊施設等へ納付したことを証する書類を併せて添付すること。) (2) その他市長が必要と認める書類
代替職員人件費	(1) 代替職員の出勤簿 (写し) (2) 代替職員の人件費を証する書類 (3) その他市長が必要と認める書類
審査料等	(1) 補助事業者が審査料等を負担したことを証する書類 (ただし、補助事業者が日本緩和医療薬学会へ直接納付していない場合は、日本緩和医療薬学会へ納付したことを証する書類を併せて添付すること。) (2) その他市長が必要と認める書類